

平成24年度の障害福祉サービス報酬改訂についての要望

平成23年11月
社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会

要約版

1. 障害児支援と子育て支援等の充実・強化

- 児童デイサービスの設置促進と障害児専門機関の機能強化
- 児童デイサービス放課後等デイサービスの充実
- 保育所、幼稚園や放課後児童クラブ等の障害児の受け入れの促進と職員等の増員

2. サービス基盤の整備とサービスの質の確保等

- 利用者の視点に立った日額制の継続
- サービスの質の確保のための報酬単価の改善
- 行動援護の要件緩和と移動支援の個別給付化
- ケアホームにおける特別なニーズのある人に対応できる報酬単価の増
- 入所施設（障害者支援施設）の機能充実のための報酬単価の改善
- 職員配置基準の見直しと人材の確保・人材育成施策の強化

3. 障害程度区分の基本的見直しと支給決定のあり方

- 第1次判定尺度の速やかな見直し
- 障害程度区分による支給決定のあり方

4. 相談支援体制とケアマネジメントの充実・強化

- 相談支援体制の拡充
- ケアマネジメント（サービス利用計画案）を踏まえた支給決定の法制化

5. 地域生活支援事業の推進・強化と見直し

6. 小規模作業所への支援策強化

平成24年度の障害福祉サービス報酬改訂についての要望

平成23年11月

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会

私たちは、知的障害のある人たちが地域において、障害の程度にかかわらず、各ライフステージに応じた適切な支援のもとで安心して豊かな暮らしが実現できることを願っています。

現在、政府の下で新たな障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けて検討が進められていることに大きな期待をもちつつも、現行法制の下での様々な課題や問題の速やかな解消が必要と考えます。つきましては、以下のとおり重点事項を要望いたします。

1. 障害児支援と子育て支援等の充実・強化

○児童デイサービスの設置促進と障害児専門機関の機能強化

相談支援機関が、巡回し支援する機能強化の個別給付等の財源措置をすること。

○児童デイサービス放課後等デイサービスの充実

児童デイ・放課後等デイサービスの安定運営が可能な報酬単価を確保すること。

○保育所、幼稚園や放課後児童クラブ等の障害児の受け入れの促進と職員等の増員

保育所、幼稚園や放課後児童クラブ等での障害児受け入れ促進の予算措置をすること。

2. サービス基盤の整備とサービスの質の確保等

○利用者の視点に立った日額制の継続

サービスを利用する主体の利用者の視点に立った日額制を継続すること。

○サービスの質の確保のための報酬単価の改善

昨年度までの福祉・介護人材処遇改善事業の増加分を今回の報酬改正では報酬単価に組み込み引き続き人材確保等のための報酬単価の改善を図ること。

○行動援護の要件緩和と移動支援の個別給付化

行動援護は事業所が増えず利用が停滞している。サービス提供責任者の経過措置を継続し普及を図ること。地域生活支援事業の移動支援は、必要に応じて個別給付化すること。

○ケアホームにおける特別なニーズのある人に対応できる報酬単価の増

重度・最重度障害者、医療的ケアや強度行動障害など特別なニーズのある者にケアホームでの対応が可能となる職員配置等のための報酬単価を増額すること。

○入所施設（障害者支援施設）の機能充実のための報酬単価の改善

医療的ケアの必要な人や強度行動障害のある人などのセーフティーネット機能として入所施設（障害者支援施設）が機能するため報酬単価の改善をすること。

○職員配置基準の見直しと人材の確保・人材育成施策の強化

各種障害福祉サービスの質の確保・向上のために、職員配置基準の見直しと人材の確保・人材育成施策を強化すること。

3. 障害程度区分の基本的見直しと支給決定のあり方

○第1次判定尺度の速やかな見直し

第1次判定で得にくい知的障害や精神障害者の障害特性とともに活動や社会参加ニーズを適切に反映した尺度の検討を速やかに行い実施すること。

○障害程度区分による支給決定のあり方

支給決定に際しては、利用者への必要な情報提供とケアマネジメント機能を充実させ利用者の意向を反映した相談支援体制を整備・強化する報酬を確保すること。

4. 相談支援体制とケアマネジメントの充実・強化

○相談支援体制の拡充

ケアマネジメントを含めた身近な地域での相談支援事業の整備推進と機能強化に向けた、人員配置の増と相談支援専門員の資質向上のため、財政的支援等の強化を図ること。

○ケアマネジメント（サービス利用計画案）を踏まえた支給決定の法制化

サービス利用計画作成費の対象を全てのサービス利用者へ拡大し、サービス利用計画案（ケアマネジメント）を反映させ、モニタリング報酬を充実させ利用環境を整備すること。

5. 地域生活支援事業の推進・強化と見直し

地域活動支援センターや日中一時支援事業を充実・強化するため統合補助金を増額すること。地域移行支度経費支援事業を在宅者・通所者へも適用すること。権利擁護のための成年後見制度利用支援事業を個別給付化すること。

6. 小規模作業所への支援策強化

円滑な移行に向け新体系に移りきれない過疎地において要件緩和（利用者5名以下への対応等）や財政支援等の移行支援策を講じること。